

## 平成29年第35回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、平成29年第35回岩手町農業委員会総会は、平成29年3月22日、午後1時30分、岩手町役場第4会議室に招集された。

1、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

- (1) 議案第1号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- (2) 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- (3) 議案第3号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見の決定について
- (4) 追加議案1号 農作業賃金標準額の設定に伴う可否の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

- 1番 山口 弘
- 2番 中村 重信
- 3番 國枝 金一
- 4番 細野 清悦
- 6番 黒澤 金一
- 7番 太布 光則
- 8番 田中 正志
- 9番 遠藤 美江子
- 10番 佐々木 金見
- 11番 横澤 稔秋
- 12番 澤村 博美
- 13番 佐々木 夏子
- 15番 幅 清一
- 16番 福士 好子
- 17番 遠藤 幸夫
- 18番 佐々木 由和(職務代理)
- (議長)19番 松本 良子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

- 5番 井戸 ツヨミ
- 14番 千葉 静子

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

- |           |        |
|-----------|--------|
| 農業委員会事務局長 | 民部田 政彦 |
| 農地振興係主幹   | 滝川 勉   |

副主幹 府金 昌代  
主任 畑中 功

(開会時刻 午後 1 時30分)

議 長 ただいまから第35回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。本日の欠席通告者は5番井戸ツヨミ委員、14番千葉静子委員の2名であります。

議 長 会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、当職より指名いたします。16番福士好子委員、17番遠藤幸夫委員のご両名をお願いいたします。また、書記は事務局の畑中主任をお願いいたします。

議 長 本日の総会は、配布してあります、議案3件、追加議案1件の提出があります。お諮りします。議案4件を議題とすることにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案4件を議題とすることに決定いたしました。

議 長 それでは、議案第1号、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、農業委員会の意見の決定を求める。の件でございます。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案書1ページをご覧ください。議案第1号、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、ご説明いたします。

平成28年度の農地パトロールにより農業委員会が非農地判断が妥当とした農地所有者から非農地証明願が提出された5筆、4,656平方メートルの農地について、改めて非農地判断を総会に諮るものでございます。

農林水産省の指導では、農業委員会が積極的に非農地判断を行ってもよいこととされていますが、農地所有者の意思確認を行うことと、地目変更登記まで行うことが重要であることから、農地所有者から非農地証明願を提出いただいているものに対して判断をしていただくものでございます。以上議案第1号に係る説明を終わ

ります。

議 長 ただいま第1号議案について説明いただきましたが、この件について皆様からご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第1号、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についての意見の決定について、原案のとおり可とする意見に決定することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、ご説明いたします。

番号56番は売買案件でございます。

黒内第7地割地内の畑、3筆、16,856平方メートルを記載の金額により、売買しようとするものです。

番号57番、59番は賃貸借案件でございます。

番号57番、土地の所在は一方井第6地割地内の畑1筆、面積3,454平方メートルを記載の金額で3年間賃貸借しようとするものです。

番号59番、土地の所在は川口第24地割地内の田7筆、合計面積8,708平方メートルを記載の金額で10年間賃貸借しようとするものです。

番号は戻って58番、使用貸借案件でございます。

土川第1地割地内の現況地目畑1筆、4,376平方メートルを記載の両者が使用貸借しようとするものです。以上議案第2号に係る事務局説明を終わります。

議 長 ただいま議案第2号の説明をいただきましたが、現地調査の報告がありますので、現地調査員の方より報告をお願いいたします。

9番遠藤委員 現地調査の結果を9番遠藤から報告いたします。本日午前9時から、事務局2名と10番佐々木金見委員、11番横澤稔秋委員と私とで現地を確認して参りました。農地の所在地区は、番地は黒内となっておりますが今松地区でございます。

今松の●●の手前から右の方、●●というところがあるのですが、そこから北へ300メートルほど入った先にある農地でした。現地を確認したところ、今までも別の方がお借りしていたので、きれいに整備されて使われている農地です。周辺農地への影響などまったく問題がなく、法令等の審査基準に照らしても遵守されていると確認しましたので報告いたします。

10 番佐々木委員 受付番号 57 番の農地の貸借の件について報告します。農地の所在地は今松地区となっておりますが、八幡平市との境、●●から南西 1.3 キロメートルほど先の左側で、●●のふもとになります。現地を確認したところ、農地として適正に利用されており、周辺農地への影響など問題がなく、法令等の審査基準に照らしても遵守されていると確認して参りました。以上です

11 番横澤委員 受付番号 58 番の農地の貸借について報告いたします。本日午前 9 時から事務局と 2 名と 9 番遠藤委員、10 番佐々木委員とで確認して参りました。場所は元●●から川口の方へ下がってきまして、だいたい中間あたりの右側にある農地でございました。ここはもともと農地としてずっと使われておりまして、今回 10 年間無償で貸借するというごさいます。

現地を確認したところ、農地として適正に利用されており、周辺農地への影響など何ら問題がないと確認して参りましたので、よろしくお願ひします。

13 番佐々木委員 受付番号 59 番の貸借の件について、13 番佐々木より現地調査の結果を報告いたします。受付番号 59 番の場所については水無地区で、●●の裏側にあります田んぼで、現地を確認しましたが、農地として適正に利用されており、周辺農地への影響など問題がなく、法令等の審査基準に照らしても遵守されていると確認しました。以上を報告いたします。

議 長 ただいま現地調査員の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。皆さんの方から質疑ございましたら、お願ひいたします。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第 2 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について、原案のとおり可と決定することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 次に、議案第3号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見の決定について、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、農業委員会の意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第3号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見の決定について、ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法施行規則第2条に規定される本構想について、農業委員会と農業協同組合に意見を聞かなければならない、とされており、今回議案を提案するものです。新旧対照表を用いてご説明させていただきます。

1枚めくって中ほどの変更後の赤字と現行の青字は、国の策定計画名が変わったことによる字句訂正と中間管理機構の活動に重きをおくことの目標が設定されたことに関わる変更でございます。

また、1枚めくって、変更後の赤字「集積・集約化」と現行の青字「利用集積」は、担い手に農地を集める、集積からさらに進み担い手や集落営農に対して農地を集めてまとめることが謳われました。

2枚めくって、第3の目標の表中のシェアは、現状が50パーセントを達成していないことから、65パーセントとし前回同様の目標値であります。

ほか、法律改正により、農業生産法人が農地所有適格化法人へ名称変更されたこと。条項ずれの修正が構想中の訂正点です。

また、新旧対照表の後ろから6枚めくったところの個別経営体の営農類型は現行15類型だったものを、11類型にまとめ現在の農業経営にマッチするように見直しを行ったのが主な変更点になります。以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受け付けたいと思います。何かありましたらお願いいたします。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第3号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見の決定について、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 次に、追加議案1号、農作業賃金標準額の設定に伴う可否の決定について、別紙のとおり、岩手町農業労働力調整協議会より、平成29年度農作業賃金標準額の設定

に伴う原案が提出されたので、可否の決定を求める、の件でございます。  
事務局の説明を求めます。

事務局 追加議案第1号、農作業賃金標準額の設定に伴う可否の決定について、事務局からご説明いたします。

本日の午前開催の岩手町農業労働力調整協議会で、この原案について協議をいたしました。前回小委員会に諮ったものですが、小委員会で諮ったものが岩手町農業労働力調整協議会で承認されて、今回農業委員会の総会に提案するものとなったものでございます。昨年度との変更点は、人力作業の部、標準額が岩手県の最低賃金を上回るように少しかさ上げされた、というところのみが変更点でございます。

以上説明を終わります。

議長 毎年の10月に最低賃金の見直しが全国で行なわれております。その中で岩手県の最低賃金も上がったということで、この人力作業のところを今日協議会で見直し、決定したというわけでございます。皆さんに報告申し上げます。

15番幅委員 金額はいくらですか。

事務局 議案書の裏側に印刷しております。

15番幅委員 これが決まった金額なのですね、5,760円。

事務局 そのとおりです。

議長 長 時間超過した場合は25パーセント、1時間900円加算になります。  
ここの部分だけ提案いただいたということで、あと質疑はよろしいでしょうか。

(なしの声)

議長 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。追加議案第1号、農作業賃金標準額の設定に伴う可否の決定について、可とすることにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議長 長 この際ですので、その他として委員の皆さんから又、事務局から何かありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。  
これで本日の会議を閉じ、第35回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後1時54分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長 印

16番 印

17番 印